東京都保育サービス推進事業補助金
全体及び各加算項目の概要について



令和８年度

東京都 福祉局 子供・子育て支援部　保育支援課 保育助成担当

東京都保育サービス推進事業補助金とは

目的

都民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、その取組に要する費用の一部を補助する事業を実施する施設に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、利用者の福祉の向上を図る。

対象経費

交付対象施設の運営費

同法人内の他施設に東京都保育サービス推進事業補助金を流用することはできません。

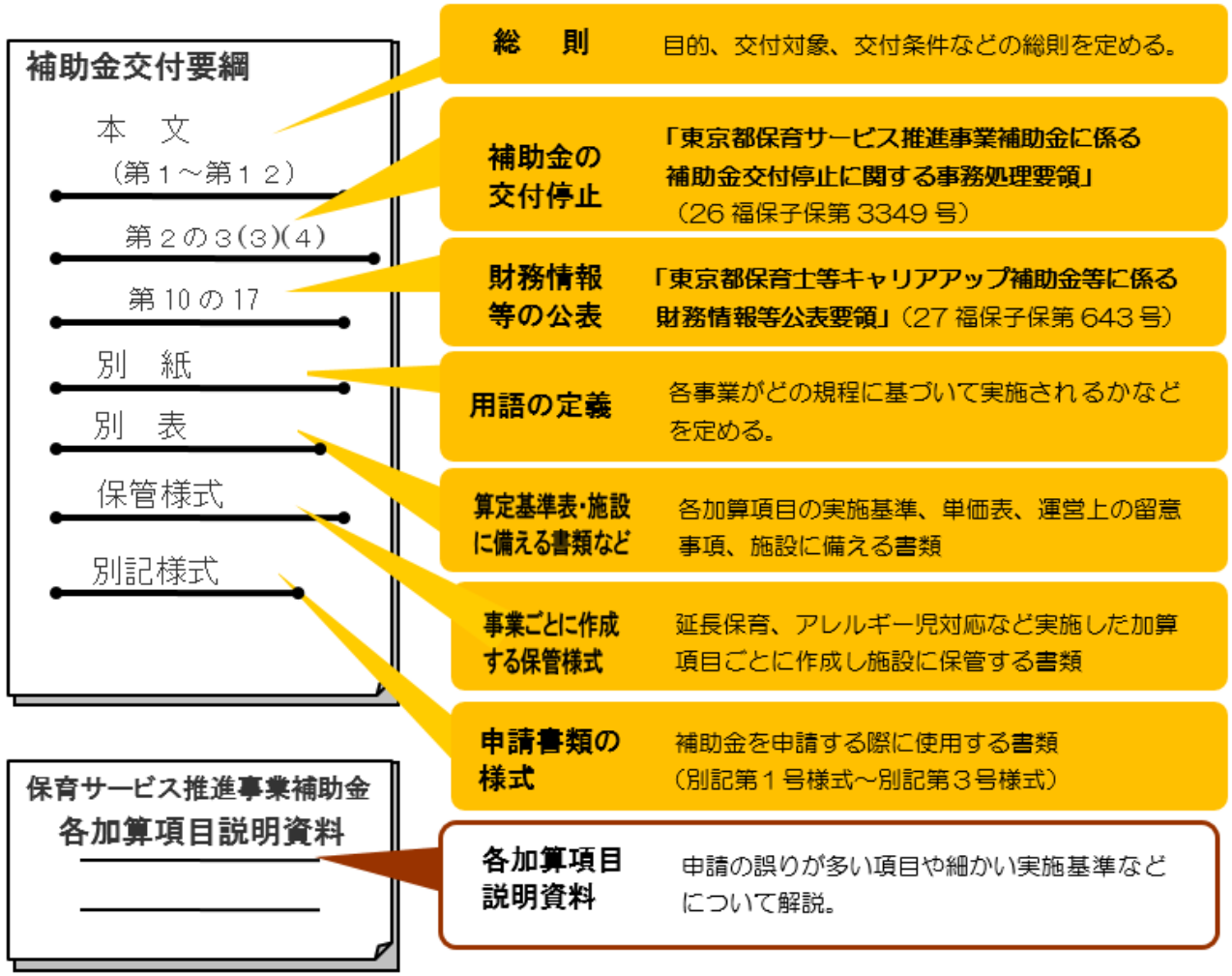


交付条件

財務情報等の施設での公表

- 利用者にとって見やすい場所に掲示
- 施設のすべての職員に公表内容を周知

東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱



■ 保 管 様 式

延長保育事業やアレルギー児対応、保育所体験など各加算項目の事業を申請する場合には、それぞれの事業について、「保管様式」を作成する必要があります。

施設に備える書類　※参考様式で必要書類の詳細をご確認ください。

各補助項目を申請する場合には、交付要綱別表5に定められている書類を整備する必要があります。

「施設に備える書類」には、特別保育事業等推進加算・保育所地域子育て支援推進加算の各加算項目を実施する際に作成する「保管様式」のほか、保育日誌などの日々の記録もこれに含まれます。

「施設に備える書類」については、東京都への提出の必要はありませんが、補助金の調査の際には、この書類をもとに確認を行います。「施設に備える書類」は、事業完了後5年間、施設で保管してください。（交付要綱第10－18）

東京都保育サービス推進事業補助金とは

補助項目

東京都保育サービス推進事業補助金は4つのカテゴリーに30種の加算が用意されています。

それぞれの加算に定められた要件等を満たすことで算定が可能となります。

A　特別保育事業等推進加算

1	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施		13	分園設置	
2	零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施		14	アレルギー児対応　（個別除去加算）	
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	15	アレルギー児対応　（全体除去加算）	
4		2時間・3時間延長			
5		4時間以上延長			
6	病児・病後児保育事業		16	夜間保育	
7	休日保育		17	零歳児保育(市部・小規模)	
8	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）		18	零歳児保育（町村部）	
9	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）		19	延長保育事業(町村部)	
10	障害児保育（特児対象）		20	育児困難家庭への支援	
11	障害児保育（その他）	知的	21	外国人児童受け入れ	
12		身体	22	年末年始保育	

B　保育所地域子育て推進加算

1	次世代育成支援：小中高生の育児体験受入れ	
2	育児不安の軽減	保育所等体験
3		出産を迎える親の体験学習
4	保育人材の確保・育成：保育拠点活動支援	
5	専門家による研修実施	不適切保育防止研修
6		メンタルヘルス研修

C　第三者評価受審費加算

1	第三者評価受審費加算

D　とうきょう　すくわくプログラム

1	とうきょう　すくわくプログラム

加算一覧

A　特別保育事業等推進加算　①

	加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者一人あたり	単価（円）
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育実施		零歳児保育対策実施施設・事業で かつ産休明け保育実施保育所	毎月初日 零歳児在籍数	月額	13,930
2	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育未実施		零歳児保育対策実施施設・事業で かつ産休明け保育未実施保育所	毎月初日 零歳児在籍数	月額	7,150
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業を 実施している保育所	30分を超える 毎月平均利用零歳児数	月額	17,200
4		2時間・3時間延長	延長保育事業実施施設・事業のうち 2時間・3時間延長を実施している保育所	1時間30分を超える 毎月平均利用児童数 （5「4時間以上延長」に 該当する児童を除く。）	月額	10,610
5		4時間以上延長	延長保育事業実施施設・事業のうち 4時間以上延長を実施している保育所	3時間30分を超える毎月平均 利用児童数	月額	11,060
6	病児・病後児保育事業		病児・病後児保育事業実施保育所 （体調不良児対応型を除く。）	延べ 利用児童数	件数払い	6,800
7	休日保育		休日保育実施保育所	延べ 利用児童数	件数払い	4,160

加算一覧

A　特別保育事業等推進加算　②

※または「日常集団保育を実施するにあたり、特に配慮が必要である。」と嘱託医や公認心理師等が認めた児童

	加算項目		加算項目の対象	対象児童数	利用者一人あたり	単価（円）
8	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）		・　一時預かり事業実施保育所（幼稚園型を除く） ・　定期利用保育事業実施保育所	延べ利用児童数	件数払い	1,460
9	一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）		・一時預かり事業実施保育所（幼稚園型を除く） ・定期利用保育事業実施保育所	延べ利用児童数	件数払い	2,920
10	障害児保育（特児対象）		障害児保育実施保育所（特別児童扶養手当支給対象児を受入れ）	毎月初日対象児童数	月額	45,000
11	障害児保育（その他）	知的	障害児保育実施保育所（その他の障害児のうち、知的障害児※の受入れ）	毎月初日対象児童数	月額	38,000
12		身体	障害児保育実施保育所（その他の障害児のうち、身体障害児の受入れ）	毎月初日対象児童数	月額	31,000
13	分園設置		分園を設置している保育所	毎月初日分園在籍児童数	月額	4,520
14	アレルギー児対応（個別除去加算）		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を実施している保育所	毎月初日対象児童数	月額	22,000
15	アレルギー児対応（全体除去加算）			全体除去・代替対応を行った月数		10,000
16	夜間保育		夜間保育実施保育所	毎月初日在籍児童数	月額	4,070

加算一覧

A　特別保育事業等推進加算　③

	加算項目	加算項目の対象	対象児童数	利用者一人あたり	単価（円）
17	零歳児保育 （市部・小規模）	市部において零歳児保育を実施している定員60人以下の保育所（加算対象事業1又は2実施施設・事業は除く）	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770
18	零歳児保育 （町村部）	町村部において零歳児保育を実施している保育所（加算対象事業1実施施設・事業は除く）	毎月初日 零歳児在籍数	月額	10,170
19	延長保育事業 （町村部）	町村部において延長保育事業を実施している保育所	15分以上の毎月 平均利用児童数	月額	10,170
20	育児困難家庭への支援	育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援する保育所	毎月初日 対象児童数	月額	30,000
21	外国人児童受入れ	両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所	毎月初日 対象児童数	月額	9,000
22	年末年始保育	12/29～1/3のうち２日以上開所する保育所	12/29～1/3の 延べ利用児童数	件数払い	9,800

加算一覧

B　地域子育て支援推進加算

	加算項目				対象事業	基準（実施回数等）	年額（円）
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ			小中高生の職場体験、育児体験等を受入れる	年10日以上	600,000
2	育児不安の軽減	保育所等体験			地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する。	年5回又は延べ10人以上	300,000
						年10回又は延べ20人以上	600,000
3		出産を迎える親の体験学習			出産前後の親の体験学習を行う。	年3回又は延べ6人以上	300,000
						年6回又は延べ12人以上	600,000
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	基本分		保育士・看護師・栄養士の実習生（学生）や研修生（他法人の新設保育所職員等）を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う。	年3人以上	400,000
						年6人以上	800,000
			加算分	（ア）	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上	100,000
				（イ）	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施する。	基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上	100,000
5	専門家による研修実施	不適切保育防止研修			不適切保育防止研修を実施する。	1回以上かつ参加人数10人以上 2回以上かつ参加人数20人以上 4回以上かつ参加人数40人以上	100,000 200,000 400,000
6		メンタルヘルス研修			メンタルヘルス研修を実施する。		

加算一覧

C　第三者評価受審費加算

加算項目	算定基準		上限額（円）
第三者評価受審費	（1）	補助対象期間が属する年度に、 公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	450,000
		補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。 ただし、右記金額を上限とする。	
	（2）	（1）以外の場合	600,000
		補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額。 ただし、右記金額を上限とする。	

加算一覧

D　すくわくプログラム

加算項目	算定基準	上限額（円）
とうきょうすくわくプログラム	とうきょう すくわくプログラム推進事業の実施に必要な経費 （給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料、工事費） ※交付要綱 別表６	1,500,000

加算項目１ 零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施
加算項目２ 零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施

要　件	加算項目１は【1】【2】の要件を両方満たすこと。加算項目２は【1】の要件を満たすこと。 【1】 零歳児保育対策 ※1　児童福祉法第39条に規定する保育所において保育を行う児童のうち、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、１歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、１歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。 零歳児(※1)保育の充実を図るため、保育所にて（1）、（2）を満たして行う対策 （1）取扱人員要件 原則　零歳児の取扱人員が1施設当たり９人以上（取扱人員が９人未満であっても区市町村が地域の保育需要を満たすと判断する場合は６人以上） 例外　４時間以上の延長保育を実施する保育所及び夜間保育所においては、１施設当たり５人以上 （2）運営要件 次の３つの要件をいずれも満たすこと ① 保健師等（原則として、保健師、正看護師、助産師が対象。非常勤であっても健康観察等を実施している場合は対象。）により零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画等保健活動を行うこと。 ⇒Q3参照。みなし保育士は「保育士」として扱われるため対象外。 ② 零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。 ③ 嘱託医と診療契約を結ぶなどし、健康管理の徹底を図るため業務内容の充実を図ること。 【2】 産休明け保育（加算項目１のみ） 「産休明け保育」とは、母親が出産後８週間（５６日間）の産後休暇を取得して復職することを想定した保育であり、生後５７日目から零歳児を受け入れること ⇒Q2参照。「生後60日から」「生後２か月から」は対象外。

加算項目１　零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施
加算項目２　零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施

加算項目の対象	加算項目１　零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施保育所 加算項目２　零歳児保育対策実施かつ産休明け保育未実施保育所
算定方法 （月額）	加算項目１　毎月初日零歳児在籍数(人)×13,930円（円/人） 加算項目２　毎月初日零歳児在籍数(人)× 7,150円（円/人）
施設に備える書類	①　保管様式　零歳児保育対策 ②　在籍児童名簿（各月別）　※「参考様式」で記載の必須項目をご確認ください。 ③　「保健師等」を雇用したことがわかる書類（契約書等） ④　嘱託医との契約書等 ⑤　【産休明け保育実施の場合】生後57日目から受け入れていることがわかる資料 （HP等への掲載でも可） ※年度終了後５年間保管すること

加算項目３ 延長保育事業（零歳児の延長保育）
加算項目４ 延長保育事業（2時間・3時間延長）
加算項目５ 延長保育事業（4時間以上延長）

加算項目の対象 （要件）	**★ 区市町村の助成を受けて実施している事業（地域子ども・子育て支援事業）** 「東京都延長保育事業実施要綱」（平成27年7月27日付27福保子保第511号）に定める事業として区市町村が助成する事業で、同要綱の取扱い（「30分延長」の実施要件（平均対象児童数が1人以上いること。）を満たさない場合を含む。）に関わらず、児童ごとに実際に延長保育を実施した時間により、該当する下記加算項目を適用する。 〇加算項目３ 延長保育事業（零歳児の延長保育） 零歳児の1時間以上の延長保育を実施している保育所 〇加算項目４ 延長保育事業（2時間・3時間延長） 延長保育事業実施保育所のうち、2時間又は3時間の延長保育を実施している保育所 〇加算項目５ 延長保育事業（4時間以上延長） 延長保育事業実施保育所のうち、4時間以上の延長保育を実施している保育所

加算項目３～５　延長保育事業（零歳児の延長保育／２時間・３時間延長／４時間以上延長）

算定方法（月額）	加算項目３（零歳児延長）　30分を超える毎月平均利用零歳児数（人）×17,200円 加算項目４（２・３時間延長）　１時間30分を超える毎月平均利用児童数（人）×10,610円 ※加算項目５に該当する児童は除く 加算項目５（４時間以上延長）　３時間30分を超える毎月平均利用児童数（人）×11,060円 ※延べ利用児童数ではなく、毎月平均利用児童数により算出する ※延長保育参考様式を使用することにより、適切な算定ができる
施設に備える書類	保管様式１－①　延長保育事業（零歳児） 保管様式１－②　延長保育事業（２・３時間延長、４時間以上延長） ・事業実施日ごとに、各児童の正確な降園時間がわかる利用児童名簿 ※年度終了後５年間保管すること ※参考様式の使用を推奨します。

加算項目3～5　延長保育事業（零歳児の延長保育／2時間・3時間延長／4時間以上延長）

＜具体例①＞

日	月	火	水	木	金	土
	1日 （2人）	2日 （3人）	3日 （8人）	4日 （2人）	5日 （2人）	6日 （3人）
7日 （休）	8日 （2人）	9日 （7人）	10日 （6人）	11日 （0人）	12日 （2人）	13日 （2人）
14日 （休）	15日 （6人）	16日 （8人）	17日 （6人）	18日 （2人）	19日 （2人）	20日 （2人）
21日 （休）	22日 （6人）	23日 （7人）	24日 （6人）	25日 （1人）	26日 （2人）	27日 （2人）
28日 （休）	29日 （3人）	30日 （2人）				

※上段は日にち、下段（　）は加算対象時間に延長保育を利用した児童数

「平均対象児童数」は、各週のうち、最も利用の多い日で平均をとる。（左記網掛け日）
（ただし、月末等、事業実施日が少ない週で、他の最も利用の多い日と比べると極端に利用が少ない場合は、その日を除いて平均をとることができる。）

⇒8人＋7人＋8人＋7人÷4週

＝7．5≒8人（小数点第1位を四捨五入）

⇒この月の加算額は「月単価　×8人」となる。

第5週は、開所日が2日と少なく、最も利用が多い29日の児童数が「3人」で最も利用の多い日「8人」と比べて2分の1以下のため、除くことができる。

保管様式に実績数値を入力していただくと算定すべき児童数を自動で算出できます

加算項目６ 病児・病後児保育事業

加算項目の対象	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型を除く。）を実施する保育所
算定方法（月額）	延べ利用児童数(人)×6,800円（円/人）
対象児童	東京都病児保育事業実施要綱で定める病児保育事業（病児対応型事業又は病後児対応型事業）を利用し、区市町村が助成対象としている児童 ＜対象外＞ ・区市町村単独助成事業における助成対象児童 ・保育所の自主事業を利用している児童
施設に備える書類	①保管様式２ 病児・病後児保育事業 ②日々の利用児童名簿 ※「参考様式」で記載必須項目をご確認ください。 ※年度終了後５年間保管すること

加算項目７　休日保育

加算項目の対象	休日保育を実施する保育所
算定方法（月額）	延べ利用児童数(人)×4,160円（円/人）
要　件	**★ 区市町村の助成を受けて実施している事業（公定価格）** 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成２７年３月３１日付内閣府告示第４９号）第１条第４６号で定める「休日保育加算」の適用を受けた保育所において、休日に保育を実施すること（保育所における自主事業は対象外）
対象児童	公定価格（内閣府告示第４９号第１条第１２号）「休日保育加算」の対象児童 ＜対象外＞ ・公定価格「休日保育加算」の対象外児童 ・区市町村単独助成事業における助成対象児童、保育所の自主事業を利用している児童

加算項目８ 一時預かり事業・定期利用保育事業（４時間未満）
加算項目９ 一時預かり事業・定期利用保育事業（４時間以上）

加算項目の対象	一時預かり事業を実施する保育所 定期利用保育事業を実施する保育所
算定方法 （月額）	加算項目８（４時間未満）：延べ利用児童数（人）×1,460円（円／人） 加算項目９（４時間以上）：延べ利用児童数（人）×2,920円（円／人） ※児童ごとに、実際に利用した時間により算定する。
要　件	**★ 区市町村の助成を受けて実施している事業（地域子ども・子育て支援事業）** 東京都一時預かり事業実施要綱（平成27年7月27日付27福保子保第507号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）に定める事業として区市町村が助成する事業（保育所における自主事業は含まない。）を実施すること。

加算項目８･９ 一時預かり事業･定期利用保育事業（４時間未満／４時間以上）

対象児童	東京都一時預かり事業実施要綱に定める事業又は東京都一時預かり事業･定期利用保育事業実施要綱に定める事業を実施し、区市町村が助成対象としている児童 〇加算項目８ 一時預かり又は定期利用保育を４時間未満利用した児童 〇加算項目９ 一時預かり又は定期利用保育を４時間以上利用した児童 ※「４時間未満利用の児童数＋４時間以上利用の児童数」が区市町村の助成対象となる児童数と一致することを確認してください。（以下の＜対象外＞の児童数は除きます。） ＜対象外＞ ･区市町村の単独助成事業における助成対象児童 （単独助成事業か否かは所在区市町村にご確認ください。） ･施設･事業所の自主事業を利用している児童
施設に備える書類	①保管様式４ 一時預かり事業、定期利用保育事業 ②日々の記録（誰が何時から何時まで利用したかがわかる根拠書類） ⇒登園時間･降園時間について、概算ではなく正確にご記載ください。 （参考様式のご使用を推奨します。） ※年度終了後５年間保管すること

加算項目10 障害児保育(特児対象)

加算項目の対象	障害児保育を実施する保育所(特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)
算定方法(月額)	毎月初日対象児童数(人)×45,000円
要 件	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給が停止されている場合を含む。)を受け入れ、保育を実施していること。対象となる児童は、(1)又は(2)のいずれかに該当する児童とする。 (1) 身体障害については、おおむね「身体障害者福祉法施行規則」(昭和25年4月6日厚生省令第15号)別表第5号(身体障害者障害程度等級表)に規定する障害級別1級から3級程度 (2) 知的・社会性・運動機能の発達の遅れについては、おおむね「東京都愛の手帳交付要綱」(昭和42年3月20日付42民児精発第58号)第4条に定める判定基準の1度から3度程度

加算項目10 障害児保育（特児対象）

施設に備える書類	①保管様式5－① 障害児保育＜特別児童扶養手当対象児童＞ ②特別児童扶養手当の支給対象であることが明確にわかる書類(次の1～3のいずれか) 1）特別児童扶養手当支給認定通知の写し 2）愛の手帳（1度から3度）又は身体障害者手帳（1級から3級）の写し ※3度又は3級の場合は対象外の場合もあるので別途確認できる書類が必要 3）区市町村が特別児童扶養手当の支給対象であると判断したことが明確に確認できる書類（区市町村の障害者加算の対象となっているだけでは要件を満たしません） ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

加算項目11 障害児保育（その他 知的）

加算項目の対象	障害児保育を実施する保育所（その他の障害児のうち、知的障害児**または「日常集団保育を実施するにあたり、特に配慮が必要である。」と嘱託医や公認心理師等が認めた児童**の受入れ）
算定方法（月額）	毎月初日対象児童数(人)×38,000円
要 件	・障害児保育（特児対象）の対象児童は除く。 ・日常保育において健常児と同一の保育が可能な児童は除く。 ・次の(1)又は(2)のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施すること。 (1) 知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、区市町村長がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）第4条に定める判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童 (2) 知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と嘱託医等が認めた児童

加算項目11　障害児保育（その他　知的）

施設に備える書類	①保管様式5－②　障害児保育＜その他（知的）＞ ②次の1～3のうち、いずれかの書類（いずれも確認できない場合は対象外） 　1）愛の手帳（3度又は4度）の写し 　2）愛の手帳の3度又は4度相当であることが明確に確認できる区市町村認定書類 　※愛の手帳の程度の記載が読み取れることが必要です。愛の手帳の程度の記載が読み取れない場合は、区市町村からの障害児加算等の認定通知があっても対象外です。 　3）「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」旨が記載された医師（嘱託医を含む、小児科医・児童精神医等）の診断書 　4）次のア及びイの書類（どちらか一方が不足する場合は対象外です） 　　ア　区市町村の障碍児加算の認定通知 　　イ　「その他知的」と客観的に判断できる書類（区市町村や発達支援センター等が発行する児童の障害に関する書類や、区市町村による巡回相談の記録）　※保育園・法人において作成した書類は根拠書類として認められません ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。　※年度終了後5年間保管すること

加算項目12 障害児保育（その他 身体）

加算項目の対象	障害児保育を実施する保育所 （その他の障害児のうち、身体障害児の受入れ）
算定方法（月額）	毎月初日対象児童数(人)×31,000円
要 件	・障害児保育（特児対象）の対象児童は除く。 ・日常保育において健常児と同一の保育が可能な児童は除く。 ・区市町村長が、おおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）に規定する障害級別5級又は4級程度（聴覚障害については6級又は4級程度）に相当すると認める程度の障害を有する児童を受け入れ、保育を実施すること
施設に備える書類	①保管様式5－③ 障害児保育＜その他（身体）＞ ②次の1～3のうち、いずれかの書類（いずれも確認できない場合は対象外） 1）身体障害者手帳の写し（4級又は5級（聴覚障害は4～6級）） 2）身体障害者手帳の等級が明確に確認できる区市町村の認定書類 ※手帳の程度の記載が読み取れることが必要です。手帳の程度の記載が読み取れない場合は、区市町村からの障害児加算等の認定通知があっても対象外です。 3）身体障害者手帳の等級が確認できる医師等の診断書 ※手帳の等級が確認できる記載が必要です。等級の記載が確認できない場合は、診断書があっても対象外です。 ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

加算項目13　分園設置

加算項目の対象	分園を設置している保育所
算定方法（月額）	毎月初日分園在籍児童数(人)×4,520円（円/人）
要　件	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号）第1条第52号で定める「分園」を設置し、分園で保育を実施していること。
施設に備える書類	①保管様式　分園設置 ②分園の在籍児童名簿（各月別） ※「参考様式」で記載必須項目をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

加算項目14　アレルギー児対応（個別除去加算）

加算項目の対象	アレルギー児への個別対応として、医師の診断書又は指示書に基づき、除去食・代替食を実施している保育所
算定方法（月額）	毎月初日対象児童数（人）×22,000円（円/人）
対象児童(要件)	次の2つの要件をいずれも満たす入所児童 (1)「食物が原因で起こるアレルギー症状をもち、除去・代替食の対応が必要である(※)」と医師に診断(指示)されていること。 ※服薬により、食物の除去・代替対応が必要であると医師に診断された場合も含む。 (2)(1)の児童に、個別に除去・代替食の対応をしていること。
施設に備える書類	①保管様式6　アレルギー児対応 ②該当する児童ごとにの医師の診断書、指示書（除去すべき食品が記載されたもの）の写し ※年度終了後5年間保管すること

加算項目15 アレルギー児対応（全体除去加算）

加算項目の対象	アレルギー児への対応として、医師の診断書又は指示書に基づき、施設全体で除去食・代替食を実施している保育所
算定方法（月額）	毎月初日にアレルギー児が在籍し、かつ全体除去・代替対応を行った月数 ×10,000円（円／施設）
対象月	次の2つの要件をいずれも満たす月 (1) 初日に「食物が原因で起こるアレルギー症状をもち、除去・代替食の対応が必要である」と医師に診断（指示）されている児童が在籍していること （服薬により、食物の除去・代替対応が必要であると医師に診断された場合も含む） (2) (1)への対応として、施設全体で除去・代替食の対応をしていること ※原則として、施設全体の除去・代替対応を行った月のみ対象となります。
施設に備える書類	① 保管様式7 アレルギー児対応（全体除去加算） ② 対象児童ごとの医師の診断書、指示書又は生活管理指導表（除去すべき食品が記載されたもの）の写し ※年度終了後5年間保管すること

加算項目16　　夜間保育

加算項目の対象	夜間保育を実施する保育所
算定方法（月額）	毎月初日在籍児童数(人)×4,070円（円/人）
要　因	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付内閣府告示第49号）第1条第47号で定める「夜間保育加算」の適用を受け、夜間保育を実施していること
施設に備える書類	①　保管様式　夜間保育 ②　在籍児童名簿（各月別） ※「参考様式」で記載必須項目をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること



加算項目20　育児困難家庭への支援

加算項目の対象	育児困難家庭の児童を受け入れ、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所と連携して当該家庭を支援する保育所
算定方法（月額）	毎月初日対象児童数(人)×30,000円（円/人）
要　件	下記の3つの要件をいずれも満たすこと ①　保育所が、家庭での育児が困難と推定される入所児童を受け入れていること ②　関係機関（児童相談所・子供家庭支援センター・保健所・福祉事務所）と連携していること ③　保護者の育児不安や孤独感の解消と良好な親子関係を築くための支援を行うこと
施設に備える書類	①　保管様式　育児困難家庭への支援 ②　関係機関との連携記録、関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録（参考様式の使用を推奨します） ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

加算項目21　外国人児童受入れ

加算項目の対象	両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う保育所
算定方法（月額）	毎月初日対象児童数(人)×9,000円（円/人）
対象児童	下記①、②の要件をいずれも満たす児童 ①　児童の両親（父母）、父又は母のいずれかが、外国人（※1）であること。 ②　次のいずれかに該当すること。 ・児童本人に対して、言語・習慣・食事等に特別な対応（※2）をすること。 ・外国人である両親（又は、父若しくは母）に対して、言語に特別な対応をすること。 ※1「外国人」＝日本国籍を有しない者又は過去に日本国籍を有していなかったが帰化により日本国籍を取得している者 ※2　外国人特有の言語コミュニケーション、宗教、文化、食事等生活習慣に特別な配慮を　　すること
施設に備える書類	①　保管様式7　外国人児童の受入れ ②　該当する児童ごとに、具体的留意事項をまとめたもの（参考様式の使用を推奨します） ※「参考様式」で記載必須項目をご確認ください。 ※年度終了後5年間保管すること

加算項目22　年末年始保育

加算項目の対象	年末年始（12月29日から1月3日まで）のうち、2日以上開所する保育所
算定方法（月額）	12／29～1／3の延べ利用児童数（人）×9,800円（円/人）
対象児童	年末年始保育（12／29～1／3）を利用した児童（在園児、地域の未就学児） 下記加算項目の算定対象児童は本加算の対象外 ・加算項目7　（休日保育）　・加算項目8、9（一時折り返し預かり事業・定期利用保育事業） ※　令和3年度(2021年度)は、令和4年1月1日（祝）と1月2日（日）に利用した公定価格の休日保育加算の対象児童は算定対象外
要　件	12月29日から1月3日までのうち、2日以上開所（※）し、在園児及び地域の未就学児の保育を実施すること。 ただし、在園児に限定せず、広く地域に広報していたにもかかわらず、地域の未就学児の利用がなく、在園児のみに保育を実施した場合も含む。 ※原則として、保育所の開所時間は11時間とする。

保育所地域子育て支援推進加算共通事項

保育所地域子育て支援推進加算の対象となるのは、保育所職員による企画・立案によって実施される事業です。保育所の積極的な関わりがない場合には、各加算項目の主旨にかなう内容であっても、加算の対象にすることはできません。

事業を計画し、広報も行ったが、参加者がいなかったため結果的に実施できなかった場合や天候や参加者の当日キャンセル等の理由により実施できなかった場合は、回数に含めることはできません。実施予定として交付申請していた場合でも、変更交付申請又は実績報告の際に回数から除いてください。

保育拠点活動支援（研修事業）等について、他団体等から別の補助が出ている場合があります。その場合については、二重の補助となりますので、加算対象外となります。他の補助を受けていないかご確認ください。

加算項目１　次世代育成支援：小中高生の育児体験受入れ

加算項目の対象	小中高生の職場体験、育児体験等の受入れを実施している保育所
算定方法（年額）	受入れ実施日数：年１０日以上　　ポイント数12（補助額：600,000円）
施設に備える書類（要件）	①　保管様式８　次世代育成支援（小中高生の育児体験受入れ） ②　学校からの依頼文（日程・体験者氏名を記載したもの）又は体験申込書 ③　体験した生徒を受け入れた実績がわかるもの（感想文・日誌等） ※同じ小中校生を複数日連続して受け入れた場合については、「日数分の実施が読み取れる実績」が必要です（最終日の感想文のみでは、その間の日にちについて実施が不明瞭になる場合があります。）。 ⇒参考様式に必要事項がまとまっているため、参考様式の使用を推奨します。 ※独自の様式を使用する場合も「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後５年間保管すること
目的	小学生・中学生・高校生の職場体験や育児体験の場として保育所を活用し、社会勉強と人間形成に役立てること

加算項目２　育児不安の軽減：保育所体験

加算項目の対象	地域の子育て家庭に対して、在園児とともに、給食・遊びなど保育所の生活を実体験する取組を実施している保育所
算定方法（年額）	実施回数年５回又は体験人数延べ１０人以上　　ポイント数6（補助額：300,000円） 実施回数年１０回又は体験人数延べ２０人以上　ポイント数12（補助額：600,000円）
施設に備える書類（要件）	①　保管様式９　育児不安の軽減（保育所体験、出産を迎える親の体験学習） ②　実施回ごとに日時・具体的な実施内容がわかる記録、広報、写真など。参加者名簿。 ※「地域の子育て家庭」であることの確認が必要 ※「在園児との交流」をしていることが必要 ⇒参考様式に必要事項がまとまっているため、参考様式の使用を推奨します。 ※年度終了後５年間保管すること
目的	地域の子育て家庭が、在園児とともに、給食や遊び等の保育所での生活を体験することで、育児不安を軽減すること

加算項目３ 育児不安の軽減：出産を迎える親の体験学習

加算項目の対象	出産前後の地域の子育て家庭の親の体験学習を実施している保育所
算定方法（年額）	実施回数年３回又は体験人数延べ６人以上　ポイント数6（補助額：300,000円） 実施回数年６回又は体験人数延べ１２人以上　ポイント数12（補助額：600,000円）
施設に備える書類（要件）	①　保管様式９　育児不安の軽減（保育所体験、出産を迎える親の体験学習） ②　実施回ごとに日時・具体的な実施内容がわかる記録、広報、写真など。参加者名簿。 ※「地域の子育て家庭」であることの確認が必要 ※「参考様式」で記載必須項目をご確認ください。 ※年度終了後５年間保管すること
目的	「地域の子育て家庭」の親が、在園児の乳児の様子を観察し、子供とのかかわり方などを見学する等の体験学習を積極的に行い、園が悩み相談に応じる等の活動をすることで、育児不安解消に役立てること

加算項目４ 保育人材の確保・育成：保育拠点活動支援

加算項目の対象	基本分	保育士・看護師・栄養士の実習生（学生）や研修生（他法人の新設保育所職員等（※））を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う取組を実施している保育所 ※他法人であっても当該法人のグループ（系列）法人の研修生は対象外
	加算分（ア）	基本分の一般の研修・実習に加え、 ・保育所体験(保育所地域子育て支援推進加算　加算項目２　P36) ・出産を迎える親の体験学習（加算項目３　P38） ・一時預かり事業又は定期利用保育事業（加算項目８・９　P13） のうちいずれかの事業に係る研修・実習を実施している保育所
	加算分（イ）	基本分の一般の研修・実習に加え、 病児・病後児保育事業（加算項目６　P11）に係る研修・実習を実施している保育所

加算項目４ 保育人材の確保・育成：保育拠点活動支援

算定方法（年額）

保育人材の確保・育成：保育拠点活動支援 補助額一覧

項目		基準	ポイント数	補助額(円)
基本分		年３人以上	８	400,000
		年６人以上	１６	800,000
加算分	（ア）	基本分年３人以上	１	50,000
		基本分年６人以上	２	100,000
	（イ）	基本分年３人以上	１	50,000
		基本分年６人以上	２	100,000

（例）

保育所一般の研修・実習を、年５人受入れ・・・ ８ポイント （40万円）
一時預かり事業の実習を実施 ・・・ １ポイント （５万円）
病後児保育事業の実習を実施 ・・・ １ポイント （５万円）

合計 １０ポイント （５０万円）

加算項目４ 保育人材の確保・育成：保育拠点活動支援

施設に備えるべき書類	**① 保管様式１０ 保育人材の確保・育成（保育拠点活動支援）** **② 実習生の通う学校や所属する法人等からの依頼文** **③ 実習生を受け入れた実績がわかる書類** （オリエンテーションをカウントする場合は別途その記録も必要） ⇒参考様式に必要十分な項目があるため、参考様式の使用を推奨します。 ※「参考様式」で記載必須項目・必要書類をご確認ください。 ※年度終了後５年間保管すること

・加算項目５ 専門家による研修実施：不適切保育防止研修
・加算項目６ 専門家による研修実施：メンタルヘルス研修

加算項目の対象	・不適切保育防止研修を実施している保育所 ・メンタルヘルス研修を実施している保育所
算定方法（年額）	実施回数年1回以上かつ参加人数10人以上　年額：100,000円 実施回数年2回以上かつ参加人数20人以上　年額：200,000円 実施回数年4回以上かつ参加人数40人以上　年額：400,000円
施設に備える書類 （根拠書類）	保管様式１３ 専門家による研修実施（不適切保育防止研修、メンタルヘルス研修） ① 実施回ごとの広報の記録（HPのコピー、メール、紙媒体など、地域の他施設へ参加を呼び掛けたことがわかる記録） ② 実施回ごとの研修開催案内（日時や具体的な実施内容がわかるもの） ③ 講師の概略・経歴がわかる資料 ④ 研修資料等 ⑤ 実施回ごとの参加者名簿　（※いずれも年度終了後5年保管すること）
目的	地域としての連携・参画により、不適切保育防止およびメンタルヘルスに関する理解・取組を深める十分な教育機会を提供するため、地域の他施設へ参加を呼びかけたうえで、専門家による研修を実施する。

第三者評価受審費加算

加算項目の対象	補助対象期間において、「福祉サービス第三者評価」の受審及び結果の公表を行う保育所
算定方法（年額）	補助対象期間が属する年度又は直前の過去４か年において、公定価格の第三者評価受審加算を受けている保育所で、（１）又は（２）のいずれかに該当する場合 **（1）公定価格の第三者評価受審加算の適用を受ける場合** 補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額（上限額45万円） ※　国の公定価格の第三者評価受審加算の適用を受ける年度は、必ず、加算の適用を受けてください。 公定価格分の15万円分は、都は補填いたしません。 **（2）（1）に該当しない場合** （＝公定価格の第三者評価受審加算の適用を受けない年度で福祉サービス第三者評価を実施する場合） 補助対象期間において、施設が評価機関に支払った額　（上限額60万円）
要　件	福祉サービス第三者評価（「東京都における福祉サービス第三者評価（指針）」の改正について（通知）（平成２４年９月７日付２４福保指指第６３８号）」に規定するもの）の受審及び結果の公表を行うこと

・とうきょう　すくわくプログラム

加算項目の対象	補助対象期間において、とうきょう　すくわくプログラム推進事業を実践及び活動の公表を行う保育園
算定方法（年額）	とうきょう　すくわくプログラム推進事業の実施に必要な経費 （給料・手当、報償費、旅費、消耗品、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用量及び賃借料、工事費）　※交付要綱　別表６ 補助上限額：1,500,000　円
要件	１　「とうきょう　すくわくプログラム」に基づき、乳幼児のよう見・関心に応じた探究活動を一定程度継続的（月を単位として複数月）に実践する。 ２　東京都が実施する説明会に参加（動画の視聴及びアンケートへの回答）する。 ３　事前審査を通過する。 ４　実施報告書を作成し、都に提出する。 ５　活動報告書を作成し、園のホームページ等で公表する。
施設に備える書類	①　保管様式１２　すくわく ②　実施報告書、活動報告書、領収書等支出が確認できる書類 ※いずれも年度終了後5年保管すること